

平成23年度事業計画

本会においては、経営改善の推進による収益力の向上と費用構造の改革に取り組んできているところであるが、平成22年度の決算については、全体としては前年度に比べ大幅な増益となる黒字経営が見込まれるものの、施設別には目標の達成が困難なところもあり、引き続き自立・健全経営の確立に向けて着実に努力する必要がある。

本会は、新船員保険制度の発足に伴い売却されることになった健康管理センターや保養所等の土地建物を平成21年末に一般競争入札で取得するとともに、施設の売却に伴い移転した北海道健康管理センターを加えた10施設を中心に、平成22年初来本会独自事業として、船員保険福祉施設事業を推進してきている。

また、経過観察施設とされている4福祉センターについては、有償借り受けの形で、引き続き本会が運営を行うとともに、病院については、社会保険病院等と同様に「独立行政法人地域医療機能推進機構（仮称）」に承継するとの方向性が示されたものの、その扱いが確定せず、現在、国有財産の管理委託契約を締結して、引き続き本会が運営を行っている。

このような状況の中、平成23年度の本会を巡る事業環境は、病院における医師及び看護師の不足による診療体制への影響に加え、健診事業における顧客獲得競争の激化、保養施設における経済低調下での運営など、引き続き厳しいものと見込まれる。

本年、本会は創立70周年の節目の年を迎えることから、決意も新たに事業運営に取り組み、船員保険福祉事業の重要性とその設立の趣旨にかんがみ、今後とも関係者から必要とされる施設づくりに向けて、より一層の経営努力をもって事業を継続し、船員保険の被保険者、被保険者であった者、被扶養者又は保険給付を受ける者（以下「船員保険被保険者等」という。）の利用促進と健全経営の実現に努める必要がある。

平成23年度の事業運営に当たっては、このような認識を踏まえ、全施設における黒字経営の達成を最優先課題として位置づけ、自立経営の確立に向けて収益力の向上と費用構造の改革を進めるとともに、利用者サービスの充実と職域・地域からの信頼に基づく効率的な事業運営を積極的に推進し、もって船員保険被保険者等のもとより、すべての本会施設利用者の福祉の増進に寄与するよう、次により各事業を実施する。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による本会施設及び事業への被害及び影響について、早期把握に努めるとともに、これに対応し、復旧その他必要な措置を適切に講ずるものとする。

1. 共通事項

社会的評価の確保と安定した経営基盤の確立を図り、本会事業の一層の発展を期するため、次の事項に積極的に取り組む。

(1) 経営目標の達成

施設ごとの経営健全化を確実に実施し、各施設が独力で存続可能となる経営基盤を築くことを目的とした新中期事業推進計画の達成に向けて、渉外活動の強化を含め、適切な進捗管理の下、最大限の努力を行う。

(2) 公益法人制度改革等への対応

公益法人制度改革については、一般財団法人への移行に向けて準備作業を進めるとともに、本会の事業運営を巡る環境変化の動向を注視し、必要な対応策を検討する。

(3) 施設整備の実施

経営基盤の確立に向けた経営目標を着実に達成するために、前年度に策定した中期整備計画に基づく整備を実施するとともに、投資効果等を踏まえながら必要な追加整備を行う。

(4) 新たな人事・給与制度の構築

前年度から導入した人事評価制度の円滑な運用により人材育成に努めるとともに、将来を見据えた新たな人事・給与制度の構築に向けた検討を引き続き行う。

(5) 個人情報保護の徹底

利用者の個人情報保護の徹底を図るために、関係規程等を遵守するなど適正な管理・運用に努める。

(6) 創立70周年記念事業等の実施

本会創立70周年を記念し、年史の編纂をはじめとした記念事業を行うほか、各施設において積極的に広報活動を行い、利用の拡大に資する。

(7) 監査の実施と会有財産の適正管理

監事監査、監査法人による外部監査及び内部監査の的確な実施により事業運営の一層の適正化を図るとともに、会有財産の有効な活用及び適切な管理運用に努める。

(8) 職員の資質向上と健康管理

職員研修の充実により職員の資質の向上を図るとともに、業務改善提案制度等を通じて業務水準の向上に努める。

また、職員の健康管理の徹底と福利厚生の実施に努める。

2. 病院・健康管理センター

病院・健康管理センターについては、良質で効率的な医療の提供並びに船員保険被保険者等への医療サービスの充実を図ることを基本方針とする。

安全な医療を提供するために、医療事故防止及び精度管理に努めるとともに、施設毎に計画的な職員研修の実施により職員の資質向上に努め、信頼される医療機関を目指す。

また、新中期事業推進計画に基づき、病院における診療体制の強化・見直しや健康管理センターにおける広報・渉外活動の強化による収益確保に取り組むとともに、業務の効率化等による費用削減を図り、自主整備にかかる費用負担等に耐えられる経営基盤を確立する。

各施設の医療水準を維持するために不可欠である医療機器等の更新整備については、中期整備計画に基づき適切に実施する。

(1) 病院

病院については、船員保険被保険者等に対する福祉事業の充実と地域医療への貢献を基本方針とする。

洋上の傷病船員に対する無線医療助言をはじめとする船員保険被保険者等に対する福祉事業の一層の充実と努めるとともに、保健医療計画における地域で求められる役割について十分に認識し、病々・病診連携及び救急医療に積極的に取り組む。

また、医師の確保による診療体制の強化や見直し、病棟の効率的な運用、病院の特色を打ち出したイメージアップ等を図るとともに、費用の見直しを全般的に行い、経営の健全化を図る。

経営の健全化を確実に進めるため、諸施策について具体的な数値目標を設定し、その進捗管理を行う。

以上の病院における基本方針、経営改善策及び新中期事業推進計画について、全職員が共通の認識を持つことが重要であることから、引き続き、各種会議等を通じて意思の疎通を図る。

①東京病院

D P C 対象病院として高度で先進的な医療機能を中心とした急性期医療に引き続き取り組むとともに、医師の確保及び研修医の育成による診療体制の強化、地域医療連携及び救急医療への取り組みの一層の強化により、自立経営の確立を図る。

②横浜病院

地域における役割を果たすため地域医療連携及び救急医療への取り組みを一層強化する。

急性期医療に取り組む病院として、医師の確保を図り診療体制を強化し、病棟の効率的な運用に取り組むとともに、人員の適正配置や費用の見直しを行い、経営の健全化を図る。

なお、D P C 準備病院からD P C 対象病院への移行並びに平成23年12月に予定している病院機能評価受審については適切に対応する。

③大阪病院

地域の中核病院として地域医療連携及び救急医療への取り組みを一層強化する。

急性期医療に取り組む病院として、医師の確保や消化器内視鏡センター等の活用により診療体制の充実・強化を図るとともに、費用の見直しを行い、経営の健全化を図る。

なお、D P C 準備病院からD P C 対象病院への移行については、適切に対応する。

(2) 健康管理センター

健康管理センターについては、船員保険被保険者等に対する医療サービスの充実を基本方針とし、受診機会の確保を図るため、各地の港等での巡回健診及び保健指導を利便性に配慮のうえ積極的に実施する。

また、船舶所有者等への広報の強化により受診者数の拡大に努め、特定健診・特定保健指導の実施率を向上させる。

選ばれる信頼ある健診施設を目指し、受診者の視点に立ったきめ細かいサービスに努めるとともに、広報・渉外活動の積極的な推進を図り、事業を適切かつ健全に運営し、経営基盤の確立を図る。

さらに、充実した健診コースへの受診勧奨やオプション検査の勧奨等により、受診者の健康の増進に寄与する健診の実施に努める。

3. 保養所・福祉センター

保養所・福祉センターについては、設置の目的を踏まえ、船員保険被保険者等の福利厚生の上昇に貢献するために、船員の労働環境等に配慮した福祉施設としての良質なサービスを提供することを基本方針とし、船員及びその家族をはじめとする

すべての利用者が満足感を得られる施設運営に努める。

また、新中期事業推進計画に基づく各種経営改善方策を推進し、健全経営の確立を目指すとともに、利用者サービスの維持及び向上を図るための施設整備を中期整備計画に基づき適切に実施する。

保養所については、本会独自の事業として柔軟な施設運営を行い、より安定した経営基盤を築くものとし、福祉センターについては、経過観察施設として船員等の利用促進に引き続き積極的に取り組むとともに、経営改善に注力する。

(1) 経営改善への取り組み

施設ごとに行う施設運営に関する協議の充実に努めるとともに、集客効果の分析及び各施策の進捗管理を継続し、経営改善を図る。

(2) 利用及び販売促進

船員及びその家族並びに船舶所有者、漁協等に積極的かつ継続的に広報・訪問渉外活動を展開し利用促進を図る。

また、利用者の拡充を目指し、各施設のホームページの充実と各種広報・仲介媒体の効果的な活用により、船員、海事関係者、観光利用またはビジネス利用者等、集客対象を明確にした企画を実施するとともに、渉外活動の効果的展開や各医療施設及び保養施設間での連携を密にした販売促進を図る。

(3) サービスの向上等

接客サービスの充実に目的とした研修を実施し、職員一人ひとりが、心のこもったサービスに努めるとともに、「地産地消」による各地域の特色ある料理を提供する。また、引き続き、的確な衛生管理の実施を推進する。

(4) 各設備の維持管理の徹底

利用者等の安全を確保するため、計画的に適切な整備を行うとともに、施設管理点検マニュアルにより、設備の維持・管理と事故防止に引き続き努める。

4. 保健・安全衛生事業等

関係機関及び関係団体との連携を緊密にし、船員の労働環境等に配慮しつつ、船員保険被保険者等に対して、次の各事業を実施する。

(1) 生活習慣病予防健診事業

保険者代行の立場として、生活習慣病予防健診等の実施率向上のため、海事関係団体及び船舶所有者等へ広報及び渉外活動を積極的に推進する。

また、本会医療施設を含めた指定医療機関に引き続き健診事業を委託するとと

もに指定医療機関の拡大に努めるなど、被保険者の生活習慣病予防健診及び特定保健指導を効果的に実施する。

なお、被扶養者の特定健康診査については、受診券の交付手続きの簡素化への取り組みや健診等実施機関の拡大など、健診等の受診率向上を図る。

さらに、船舶所有者に対する意識啓発により理解と協力を求め、生活習慣病予防健診未受診者の船員手帳に係る健康証明書データを継続して収集し、有効活用する。

従来から実施している巡回健康相談は、平成23年度より本事業の一部として統合し、引き続き、港等に保健師を派遣して被保険者等の健康相談を実施する。

(2) 無線医療センター事業

横浜病院に設置されている船員保険無線医療センターと各病院が連携をとりながら、診療データ・健診データを活用するなど、無線医療支援システムにより船内において発生した船員等の負傷・疾病に対して、24時間体制で医療助言を行う。

また、船舶所有者への広報等、引き続き事業の周知に努める。

(3) 海上医学研究

各施設の海上医学研究室の連携を深め、船員に係わる負傷・疾病・疫学及び健康管理について調査研究を行い、海上医学研究誌により各方面に発表するとともに本会医療施設事業に活用する。

(4) 船員保険被保険者等への無料サービス

①入院室料差額及び文書料の無料サービス

船員保険被保険者とその家族に対して、入院室料差額及び文書料を無料とする。

②石綿健康障害の健康相談等サービス

元船員等の石綿による健康障害に対して、船員健康管理手帳の発行を申請するための健康診断を実施し、健康診断書の発行とレントゲンフィルムの貸し出しを行う等の医療サービスを無料で実施する。

(5) 訪船指導等の実施

国土交通省海事局の要請に応じ、船員労働安全衛生月間において、訪船指導等を実施する。

(6) 船舶衛生管理者講習への協力

船員災害防止協会や外航船員医療事業団の主催で開催している船舶衛生管理者講習会、再講習会には、病院において、会場を提供し、医師、看護師等が講師と

して講義や実技指導を行うほか、手術見学及び外来診療見学等の機会を提供する。

(7) 洋上救急事業への協力

日本水難救済会の洋上救急事業に協力し、洋上救急センターの要請に応じて医師等を派遣する。

(8) 整形外科療養事業

整形外科療養として、一定の要件を満たした対象者に対して診療並びに義肢、補助器、補助車及び補聴器等の製作または修理に要した費用等を支給する。

5. 広報出版事業

船舶所有者及び船員保険被保険者等に対し、船員保険制度について周知を図るとともに、本会事業に関する広報活動を実施する。

(1) 広報誌「船員ほけん」の発行

船員保険制度の周知と本会事業の広報を目的に、広報誌「船員ほけん」を発行し、海運・水産界への広い視野をもって、船員が担っている社会的役割や保健衛生等に関する情報提供を行う。

(2) 書籍「船員保険の事務手続き」の販売

平成23年版「船員保険の事務手続き」の販売を行う。

(3) 海事関係紙誌等の活用

海事関係紙誌及びホームページを活用し、船員保険制度の周知と本会事業の広報を行う。

6. 情報センター

本会各事業の円滑な運営に資するため、次のとおり業務支援等を行う。

(1) 受託業務の支援と健診データの適正管理

本会が受託する船員保険生活習慣病予防健診事業等に係る業務支援を適切に実施する。

また、船員保険生活習慣病予防健診データ等を適正に管理し、無線医療センター事業や海上医学研究等への提供により、有効活用を図る。

(2) 各施設の業務支援等

健診業務一元化システムを中心とする本会ネットワークを利用し、広報、販売促進及び業務改善等の支援に努める。

また、健康管理センターにおける共同受託健診事業の拡充支援及び各施設の I

T化支援を行い、本会業務の合理化と利用者サービスの充実を図る。